

令和8年 第9回定例教育委員会

令和8年9月17日(木)
午後4時から
役場204会議室

1 開会の宣言 教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1)教育総務関係 P1

令和8年9月宮代町議会定例会関係

ア 令和8年度一般会計補正予算(第3号)について

イ 一般質問の概要について

(2)学校教育関係 P5

ア 10月の行事予定について

イ 10月の事業予定について

ウ 令和8年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

(3)生涯学習関係 P8

ア 10月の事業予定(教育委員会主催事業)について

(4)文化財保護関係 P10

ア 10月の事業予定(教育委員会主催事業)について

5 協議事項

令和9年度当初教職員人事異動の方針について P11

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和8年9月宮代町議会定例会関係（教育関係予算）

ア 令和8年度一般会計補正予算(第3号)について

■歳出

No.	事業名	補正予算額	内容
1	学校教育事務事業	1,076 千円	民法改正（共同親権）に伴う就学事務システム（学齢簿、就学援助）の改修
2	小学校施設管理事業	3,850 千円	百間小学校における浄化槽制御盤更新
3	文化財保護事業	489 千円	県指定文化財五社神社における本殿壁面修繕の実施
4	埋蔵文化財発掘調査事業	1,273 千円	山崎地区内分譲住宅建設エリアにて、発掘調査の事案が発生したことによる会計年度任用に関する費用
5	学校給食運営管理事業	600 千円	小学校給食費無償化に伴う非喫食者への給食費補助金

イ 一般質問の概要について

通告 2 号 合川 泰治 議員

1 公共施設の契約不適合責任について

宮代町総合運動公園のメインアリーナにおいて照明 6 基が点灯しない状態となっていますが、使用料は規程どおり満額徴収しています。

そこで、以下の点について伺います。

- (1) 上記の場合、契約不適合責任に照らして問題はないのか。
- (2) 町が管理する公共施設全体において、このような事例を把握しているものはあるか。
- (3) 今後の対応は。

通告 3 号 小島 あけみ 議員

1 中学校でのヘルスリテラシー向上について

(1) ヘルスリテラシーとは、健康や医療に関する情報を入手し、それを自分の事として理解し、将来にわたって活用する能力を身につけることである。

昨今、SNS ではおびただしい量の健康・医療に関する情報が、ユーザーの意図に関わらず一方的に配信されてくる状況にある。こういった中、中学校でヘルスリテラシーについて学び、自らの健康に関わる予防行動や他者への働きかけにおいて適正な行動ができる学習が必要と考えるが、町の考えを伺う。

通告 4 号 田島 正徳 議員

2 特別支援教育について

宮代町議会において、令和 5 年 6 月議会で国に「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」を提出しております。

現在、小学校 4 校・中学校 3 校で特別支援学級は合計 16 学級あります。平成 31 年と比較して児童生徒数は約 2 倍に近づいています。しかし、教員数は依然として各教室数の人数しかいません。様々な障がいを持っている子供たちが多く、個性に合わせた指導が求められます。

- ① 児童生徒数の増加傾向を受けて、教員数の増加を考えているのか。
- ② 現状の課題と解決についての進捗状況は。

通告 5 号 野原 洋子 議員

2 小中学校の防火対策及び危機管理は

令和 8 年 6 月、東京都北区立滝野川第三小学校での火災は、校舎 4 階にある音楽準備室という想定外の場所から出火しました。そこで、小中学校における危機管理について伺います。

3 複合施設のトイレ表示は

須賀小学校と和戸公民館が併設される複合施設が建設予定の施設内のトイレが男女別ということとは報告されていますが、表示について色分けなどの考えを伺います。

4 自転車の歩道走行の推奨は

令和 8 年 4 月から施行されている「交通反則通告制度」により、車道を走っている自転車を多く

見かけるようになりました。特に夏休み中は、自転車通行も可能な歩道なのに児童が車道に出ていて危険と感じています。そこで、児童たちへの歩道走行可能な町内の歩道を認知させる指導はされているのか伺います。

通告 8 号 塚村 香織 議員

2 小学校給食費無償化における不登校児童の対応の見直しを

令和 8 年度より、子育て世帯への経済的負担軽減のため、全国一律小学校給食費無償化が始まりました。給食を食べていない非喫食者（アレルギー児童や不登校児童）については、実情に沿った対応をするようにと各自治体判断に委ねられる形となり、当町ではアレルギー児童は給食費相当額を支援することになりましたが、不登校児童は対象外とされました。そこで以下について伺います。

- ①令和 8 年 1 学期末時点の不登校児童及び給食費の徴収を停止している人数は。
- ②給食費を停止していない不登校児童について、給食を喫食していない期間の給食費はどのような取り扱いをしているのか。
- ③不登校児童へ支援をした場合の予算見込み額は。
- ④不登校児童を対象外とした理由は。

通告 9 号 泉 伸一郎 議員

2 熱中症対策の取組強化を

- ③学校における子どもの熱中症を防ぐ取組と通学時の熱中症対策について伺う。

3 自転車でのヘルメット着用の促進を

令和 8 年 4 月から自転車にも交通反則通告制度が適用されるようになった。自転車を安全・安心に利用するために、自転車の交通事故の抑止を図るためのものである。そこで以下の質問をする。

- ①今回導入された交通反則告知書（青キップ）は、16 歳以上の運転者が対象となっているが、交通法の基本をしっかりと学ぶためにも、小・中学校での指導が重要であると考え。制度適用後の学校における取組の進捗を伺う。

通告 10 号 丸山 妙子 議員

1 ラーケーションの導入について

ラーケーションとは、学びの「ラーニング (Learning)」と休暇の「バケーション (Vacation)」を組み合わせた造語。愛知県、静岡県、県内でも深谷市で既に導入されている。

静岡県では、こどもたちの多様な学びを推進し、家族で過ごす時間を創出するため、教育現場への「ラーケーション (Learning+Vacation)」の導入・普及に取り組んでいる。現在、県内の高校や特別支援学校、各市町において順次導入が進んでいる。令和 8 年度からは広くこの制度を周知・啓発するための「静岡ウイーク」をスタートした。

日本の雇用者のうち、「土日を含む完全週休 2 日制」の人はおよそ 6 割前後とみられる（業種・企業規模で差が大きく、シフト勤務など土日勤務の人も 3～4 割程度いる）。土日に休める家庭ばかりではないが、ラーケーションの導入は、親子のコミュニケーションの機会や様々な体験や経験、将来へ繋がる興味関心のきっかけになるような貴重な思い出になる。そこで以下について伺う。

- ①当町においての保護者の土日の勤務状況などの統計はあるのか。
- ②県議会でも以前質問があったが、県教育委員会としての導入への進捗状況は。
- ③ラーケーションの導入について、当町の考えをお聞きする。

通告 11号 丸藤 栄一 議員

2 教育にかかる保護者負担の軽減を

学校給食費については、今年度から小学校は国が無償にし、保護者の負担軽減を実施した。子育て世代から大変歓迎されている。さらに、中学校においても無償化が求められている。

憲法第26条には、「義務教育は、これを無償とする」とある。しかし、まだまだ保護者の負担が多いのも事実であり、物価高の下で保護者の負担を見直す必要性が高まっている。

昨年6月25日、文部科学省は「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」を発出しました。この通知は、これまで保護者が自己負担で購入していた算数セットや彫刻刀、裁縫セット、習字用具などの補助教材・学用品を、公費（自治体予算）を活用して「学校の備品」として整備するよう各教育委員会に対して積極的に取り組みを検討するよう求める内容である。そこで、「義務教育無償」の原則に立ち、さらなる保護者負担の軽減を求め、以下について質問する。

（1）中学校については、町独自で学校給食費を無償化する考えは。

通告 12号 佐藤 将行 議員

1 総合運動公園「ぐるる宮代」のプール屋根改修工事について

今年3月の議員視察時に「これまでと同じ開閉式屋根へ4,000万円をかけて改修する。」との説明があり、今年度予算へも計上された。

この件につき私は視察時から、「開閉式屋根である必然性はあるのか。固定式の屋根の方がインシャルコストもランニングコストも安いのではないかと、たとえ町としての決定事項ではあっても、仮に開閉式である必然性がないのであるならば、より安い固定式へと工法の変更を検討するよう、繰り返し担当課へ求め続けてきた。

この点、7月末に担当課長より「工法等の再検討を行った結果、低廉な工法へ変更となった。」といった趣旨のことを伝えられた。

そこで疑問となるのは、なぜ、低廉な工法とせず高額な開閉式と決めて、予算計上及び要求を行ったのか。また、私が指摘してからたった数か月で、なぜ根本的な変更が行われたのか。そして、工法変更によりどの程度の工費が削減されることになったのかにつき、簡潔な答弁を求める。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日 (木)	避難訓練 (竜巻) (須)	
2 日 (金)	校内音楽会 (須) 学校運営協議会 (須) 就学時健康診断 (東)	部活動停止期間 (～5日) (前)
3 日 (土)		
4 日 (日)		
5 日 (月)		中間テスト (前)
6 日 (火)	5年稲刈り (須) 就学時健康診断 (百)	部活動停止期間 (～9日) (須)
7 日 (水)	支援籍学習 (須) 校内音楽会 (東) 学校運営協議会 (東) 就学時健康診断 (笠)	新人体育大会 (陸上) 県大会 (中) 3年保育実習 (前)
8 日 (木)	就学時健康診断 (須) 校内音楽会 (百) 教育相談日 (東) 5年稲刈り (笠)	新人体育大会 (陸上) 県大会 (中)
9 日 (金)	6年修学旅行説明会 (須) 5年稲刈り (東)	中間テスト (須)
10 日 (土)		
11 日 (日)		
12 日 (月)	スポーツの日	
13 日 (火)	校長交換講話 (百)	校長交換講話 (前)
14 日 (水)	6年修学旅行 (～15日) (百) 4年福祉体験 (百)	南埼玉伝競走大会 (全) 部活動停止期間 (～18日) (百)
15 日 (木)	6年修学旅行 (～16日) (東・笠) 5年社会科見学 (笠)	
16 日 (金)		ふれあいデー (百)
17 日 (土)		
18 日 (日)		
19 日 (月)	5年プログラミング教室 (百)	中間テスト (百)
20 日 (火)	避難訓練 (火災) (須) 5年プログラミング教室 (百)	
21 日 (水)	ふれあいデー (須・東・笠) 3年校外学習 (笠)	ふれあいデー (須) 3年保育実習 (前)
22 日 (木)	6年修学旅行前健診 (須) 教育相談日 (百)	
23 日 (金)	ふれあいデー (百)	合唱祭 (百)

		音楽祭（前） ふれあいデー（前）
24 日（土）		
25 日（日）		
26 日（月）	小中合唱を聴く会→須賀中へ（須）	小中合唱を聴く会（須）
27 日（火）		
28 日（水）		3 年保育実習（百）
29 日（木）	5 年田んぼの学校（百）	
30 日（金）	運動会前日準備（小）	文化祭・合唱コンクール（須）
31 日（土）	運動会（小）	

イ 10月の事業予定について（教育委員会）

日 付	内 容	場 所
6 日（火）	東部地区道徳教育研究協議会	笠原小・百間中
9 日（金）	第2回就学支援専門委員会	役場102会議室
9 日（金）	5 年経験者研修	前原中
13 日（火）	第2回教育長訪問	各学校
15 日（木）	第2回教育長訪問	各学校
22 日（木）	第2回スクールガードリーダー会議	役場204会議室
22 日（木）	第3回就学支援専門委員会	笠原小
27 日（火）	埼葛保健体育授業研究会	須賀中
29 日（木）	第4回就学支援専門委員会	役場204会議室

ウ 令和８年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

就学援助費支給認定者数（令和８年９月１日現在）

要保護児童生徒

小 学 校	合 計
須賀小学校	1
百間小学校	0
東 小 学 校	0
笠原小学校	1
合 計	2

中 学 校	合 計
須賀中学校	0
百間中学校	2
前原中学校	0
合 計	2

準要保護児童生徒

小 学 校	合 計
須賀小学校	26
百間小学校	36
東 小 学 校	24
笠原小学校	51
合 計	137

中 学 校	合 計
須賀中学校	13
百間中学校	41
前原中学校	21
合 計	75

特別支援教育就学奨励費支給認定者数（令和８年９月１日現在）

小 学 校	合 計
須賀小学校	5
百間小学校	8
東 小 学 校	9
笠原小学校	12
合 計	34

中 学 校	合 計
須賀中学校	4
百間中学校	8
前原中学校	2
合 計	14

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
2日（金） 6日（火） 7日（水） 8日（木）	親の学習会（家庭教育学級） ■ 家庭の教育力の向上のため、就学時健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点などについて、親の学習講座を開催します。 ● 期日 2日（東小）、6日（百間小）、7日（笠原小） 8日（須賀小） ● 講師：埼玉県家庭教育アドバイザー ・東小、須賀小 栗原幸子 氏 ・百間小 佐藤洋子 氏 ・笠原小 山根珠江 氏	全小学校
3日（土） 13:30～15:30	子ども大学みやしろ 第2回（全5回） ■ 日本工業大学と町、団体が連携して、子供の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。 ● 体験学習 おもしろ進修館探検 みんなで伝えていこう「進修館」 ● 講師 みやしろ市民ガイドクラブ	進修館
11日（日） 9:30～15:30	町民スポーツフェスティバル ■ 町内スポーツ団体等による様々なスポーツ種目の体験を通して、身体を動かす楽しさや町民相互の親睦を図ることを目的として開催します。 ● 協力団体 22団体 ● 競技種目 23種目 ● その他 東武クレイン(乗馬クラブ)のポニーが参加	ぐるる宮代
17日（土） 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■ 仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ● 内容 ピックルボール ● 対象 町内在住・在勤・在学の18歳以上 20人 ● 参加費 100円	ぐるる宮代

20日(火) 10:00～11:30	みやしろ大学 第3回(全5回) ■ 学びや体験の機会を通して、シニア世代の生きがいや仲間づくり、地域で活躍するきっかけになることを目的として開催します。 ● 講義 「ウンチとオシッコはどこへいく」 ● 講師 日本工業大学建築学部建築学科 樋口佳樹教授	進修館
24日(土) 13:45～16:15	大人の体力テスト ■ 体力測定によって、参加者が自身の運動能力を知る機会をつくれます。 ● 内容 握力、反復横とび、開眼片足立ち 他 ● 対象 20～79歳(町内在住・在勤・在学) ● 定員 20人 ※最少催行人数6人 ● 参加費 100円	ぐるる宮代
10月31日(土) ～11月4日(水)	みやしろ芸術祭2026 ■ 文化芸術の祭典として、町の文化芸術の振興と発展に貢献することを目的として開催する。 ● 発表会 10月31日(大ホール) 16団体 11月1日(小ホール) 13団体 ● アート体験ワークショップ／2階ロビー 11月1日 アクセサリー等の制作 ● 作品展／2階ロビー 11月2日～4日 絵画や写真、彫刻等 46点 ● 華道展／図書館展示ホール 24点 10月31日、11月1日 ● パートナーシップ事業 10団体 個人や団体が主催する事業の支援(補助事業)	進修館 図書館

(4) 文化財保護関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
31日（土） ～12月27日（日） 9:30～16:30	特別展「笠原沼新田と用悪水」 ■笠原沼新田などの江戸時代中期の新田開発にスポットをあてます。逆井新田や下ノ谷新田などについて紹介し、また、笠原沼代用水や大落堀古利根川などの用悪水についても詳しく展示します。 期間中の休館日は、11月2・4・9・16・24・30日、12月7・14・21日です。	郷土資料館

5 協議事項

令和9年度当初教職員人事異動の方針について

令和9年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全町的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教 県 第 4 3 7 号

令和 8 年 8 月 1 9 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和 9 年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

担当	県立学校人事課教員人事担当
電話	0 4 8 （ 8 3 0 ） 6 7 3 8

令和 9 年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和 9 年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和 8 年 8 月 1 9 日

埼玉県教育委員会

令和9年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。